

今月の保健目標
自分の体を知ろう

令和4年4月
神戸市立山田中学校
保健室

保健だより

入学 進級 おめでとうございます🌸

新しい年度がスタートしました。年度当初は新しい環境に慣れておらず、心身共に疲れがたまりやすい時期です。しっかりと睡眠や食事をとり、疲れがたまらないようにしてくださいね。今年度も、みなさんの心身のサポートをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

養護教諭 山本奈実

今月の保健行事

13日(水) 身体測定、視力検査、聴力検査 (2,3年生)

14日(木) 身体測定、視力検査、聴力検査 (1年生)

20日(水) 内科検診 2年生、3-1

25日(月) 内科検診 1年生、3-2、3-3

26日(火) 眼科検診 (全学年)

※実施学年や学級の変更がある場合は、
その都度対象学年・学級にてお伝えします。

世話になる学校医の先生です

- 内科・石田 芳彦 先生
- 眼科・大石 麻利子先生
- 歯科・富田 真一 先生
- 耳鼻科・佐藤 友厚 先生
- 薬剤師・岩崎 哲人 先生

健康診断を正しく受けるために

- ☒ 各検診問診票は必ず提出する
- ☒ 体操服を忘れずに持ってくる
もしくは体操服登校
(身体測定・内科検診)
- ☒ 眼鏡やコンタクトを忘れずに
持ってくる(視力検査・眼科検診)

保護者の方へ

保健室では、子供たちが健康で安全に、そして楽しく学校生活が送れるようにサポートしていきたいと考えております。また、保健だよりを通して健康面や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策のお願い、保健室からみた子供たちの様子を発信していきたいと思っております。何かと至らない点があると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。



健康診断の結果について

身体測定・視力検査(オルソケラトロジーについては裸眼視力扱い)・歯科検診結果については全員に結果をお知らせします。その他の検診結果については、異常の所見がある場合のみお知らせします。

また、健康診断後受診をお勧めする用紙を受け取られた際は、できるだけ早めに医療機関を受診し、結果用紙を学校へご提出いただきますようお願いいたします。

※健康診断は疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と学校における健康課題を明らかにすることで健康教育の充実に役立てるもので、疾病の診断を目的とするものではありません。そのため、受診の結果「異常なし」とされる場合もありますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

*学校病医療券について

就学援助の認定を受けた方は、対象疾病の治療の際には「学校病医療券」をお渡しいたします。学校にお申し出ください。

対象疾病 う歯・慢性副鼻腔炎・アデノイド・中耳炎(滲出性を除く)・膿疱疹・

トラコーマ・結膜炎(アレルギー性を除く)・白癬・疥癬・寄生虫

(注) 発行した医療券を使用されなかった場合は、必ず学校までお返し下さい。

新型コロナウイルス感染症対策について

登校基準 (4月1日段階)

下記項目に該当する場合は学校までご連絡ください。(出席停止扱い)

- ・生徒本人が感染者(疑似陽性者含む)となった場合 …原則 10日間自宅待機
- ・生徒本人が濃厚接触者(疑似濃厚接触者含む) …原則 7日間自宅待機
- ・生徒本人または同居者に風邪症状等が見られる場合
- ・生徒本人または同居者がPCR検査もしくは抗原検査を受検する場合
…検査結果がでるまで生徒本人は登校できません。

・感染予防対策 (手洗い、マスクの着用、換気 を基本とします)

マスクの着用

登下校時や運動時、昼食時以外を除き原則マスク着用をお願いします。

※マスクに関しては不織布が感染症対策に一番有効とされています。

・健康チェックカードの活用

毎朝、検温と健康状態を「家庭でできる健康チェックカード」に記入し登校後提出してください。登校時の健康状況の把握に有効ですのでご協力をお願いします。

・体調不良時の早退について

現在、発熱がみられない場合も体調不良の場合早退とさせていただくことがあります。ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

学校管理下での怪我などについて

学校管理下(授業中、休み時間、部活中、通常の通学路での登下校中等)での万一の事故に備え、「日本スポーツ振興センター」と「神戸市学校園安全互助会」の制度に加入していただいております。(※任意)学校管理下の災害で医療機関を受診された場合は、ご連絡ください。

その際、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年の間までに行わないと、時効によって請求権がなくなりますのでご注意ください。

なお、申請してから医療費が給付されるまで3~4か月かかります。

※ 新1年生は、同意書の提出をもって加入の意思確認をさせていただきます。2、3年生は、在学中は自動更新になりますが、加入を希望されない場合は申出書のご提出が必要となるため、4月18日(月)までに担任までお申し出ください。なお、神戸市学校園安全互助会についても同様です。

学校感染症について

学校保健安全法により、下記の感染症にかかった場合は『出席停止』扱いとなります。学校までご連絡ください。(※医師の許可が出てから登校させてください。)

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

1. 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」について

・インフルエンザについては他の感染症と区別し「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用してください。保護者が記入して、学校に提出するものです。(報告書記入のための再診は必要ありません。)

※ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、学校からお渡しする「インフルエンザ用の登校(園)許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。

2. 百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・

風しん・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)

罹患時に使用する「登校(園)許可書」について

- ・保護者が医療機関に登校許可書を持参し、記入してもらってください。
- ・神戸市医師会に加盟していない医療機関では、文書を無料で作成いただけないところもあります。その場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で学校に報告してください。

※上記1、2の報告書や許可書は本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷することもできます。